

重症心身障害児対象者事業加算制度に関する Q&A

Q1. 本制度の概要を教えてください。

A1. 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて、重度の障害児の利用を促進するため、身体障害者手帳（肢体不自由）1・2級かつ療育手帳 A の障害者手帳の交付を受けている障害児を対象に、児童指導員等を加配している事業所に対して、対象児童の利用実績に応じて1日の利用につき1人2000円の助成を行う。（主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所を除く）

Q2. 申請の条件は何か。

A2. 以下の条件をすべて満たす児童発達支援または放課後等デイサービス事業所

- ① 障害児通所給付費の児童指導員等加配加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）が適用されている。
- ② 児童発達支援、放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、児童指導員または保育士を対象時の利用時間を通じて1名以上配置している。
- ③ 重症心身障害児対応として指定を受けている児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所ではないこと

Q3. 申請はどうすればよいか。

A3. 神戸市 HP より様式をダウンロードする。

「神戸市重症心身障害児対象事業加算利用申請書」と「神戸市重症心身障害児対象事業加算給付申請書兼実施計画書」を提出。⇒受理後、決定通知が送付される。

Q4. 3人目の児童指導員または保育士は常勤でなくてもよいか。

A4. 可。対象加算児のサービス提供時間に勤務していればよい。

Q5. 加算対象児童の条件は何か。

A5. 以下のすべてに該当する児童

- ①身体障害者手帳1種1級または1種2級を所持している。
- ②神戸市が発行した療育手帳 A を所持している。
- ③神戸市発行の「障害児支援受給者証」を所持している。
- ④児童発達支援または放課後等デイサービスの通所給付決定を受けている。
- ⑤医療的ケアの必要がないこと。

Q6. 請求はいつどのようにすればよいか

A6. サービス提供月の翌月初めに神戸市 HP よりダウンロードした様式「神戸市重症心身障害児対象事業加算制度実績記録票」「神戸市重症心身障害児対象事業加算給付金請求書」を障害者支援課まで郵送→審査→随時支払われる。

令和元年 10 月提供分から請求可能。

Q7. 神戸市外の事業者も対象となるのか。

A7. 神戸市外の事業者でも、申請条件・加算対象児童の条件を満たしていれば可能。

Q8. 「1 日の利用につき 1 人 2000 円」とあるが利用時間は何時間以上という決まりはあるか。

A8. 利用時間については、明確に定めていないが、極端に利用時間が短い場合は対象外になる可能性がある。

Q9. 「必要となる従業員の員数に加えて、児童指導員または保育士を利用時間を通じて 1 名以上配置していること」とあるが、配置する時間帯は「対象児が利用している時間帯」か「サービスを提供している時間帯」を通して配置する必要はあるのか。

A9. 対象となる児童が「サービスを利用している時間帯」で配置していればよい。運営規定に定められたサービス提供の時間帯ではない。

Q10. 加算対象児童がサービスを利用している時間帯に児童指導員または保育士を 1 名以上配置していることをどのように確認するのか。

A10. 請求時の提出書類の「神戸市重症心身障害児対象事業加算制度実績記録票」「神戸市重症心身障害児対象事業加算給付申請書兼実施計画書」の 3.加算対象重症心身障害児利用時の職員体制で審査を行う。